

守口市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

守口市子ども・子育て会議設置条例（平成25年守口市条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、守口市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する合議制の機関として</u>、守口市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>子育て会議は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>児童福祉に関する事項</u></p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p>

第5条 略

第6条 略

第7条 略

第8条 略

第6条 略

第7条 略

第8条 略

第9条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。